

書評

「領土問題」を論ずることの困難

—豊下櫛彦『尖閣問題』とは何か』（岩波現代文庫、二〇二二年）を読む—

難波 達興

はじめに

本稿は標題の書評である。当会のかかわりで、評者がかつて今回の主題に関連する書評と小さな報告を試みたことがある。一つは本誌第一〇号（二〇〇八年）での、朴裕河『和解のために—教科書・慰安婦・靖国・独島—』の書評であり、『あいだ』に立つこととの困難」とタイトルを付した。もう一つは、当会の二〇一二年一月研究会で行った、孫崎亨『日本の国境問題—尖閣・竹島・北方領土—』をテキストにした報告だった。

近年、「領土問題」について夥しい文献や論評・論説が刊行・発表され、今日に至っている。今回取り上げるのは、研究会でテキストにした孫崎本ではなく、豊下氏の近著を中心にした。本論に先立って、取り急ぎ述べておきたいのは、現代日本という磁場で「領土問題」を論ずることは、必然的に歴史認識、靖国、慰安婦、

教科書などの諸問題が絡みつく、ということである。東郷和彦の近著（新書）が『歴史認識を問う直す—靖国、慰安婦、領土問題—』（角川書店、二〇一三年）と題される所以である。

あとがきを除く、本書の構成（目次）は以下の通りである。

- 序章 「領土問題」の歴史的構図
 - 第一章 忘れられた島々
 - 第二章 米国の「あいまい」戦略
 - 第三章 「尖閣購入」問題の陥穽
 - 第四章 領土問題の「戦略的解決」を
 - 第五章 「無益な試み」を越えて
 - 第六章 日本外交の「第三の道」を求めて
- 本書の流れに沿って、それぞれの章での中心的な論点を紹介し、最後に評者の若干のコメントを付すことで、本書評の責めをふさぎたい。

序章 「領土問題」の歴史的構図

本書で扱われる諸論点があらかじめ総論的に

列挙される。「尖閣問題」の当事国たる日中米関係は、今日すでに「歴史的な相互依存と相互浸透の世界」に入っている。排他的ナショナリズムのぶつけ合いによる「ゼロサム」的な感情だけが高揚している危険な局面に、冷静に対処するためにはどうすればいいのだろうか。扇動的・挑発的な言動を繰り返す、前東京都知事・石原慎太郎の狙いはどこにあるのかという論点は、本書の随所で言及される論点である。

日中米関係において、米中の軍事的信頼関係の構築も目指される中で、中国が「日米共通の敵」だとも単純にはいえない。米国が尖閣問題で「中立の立場」（「あいまい」戦略）を取ることで自体に、日中米三国関係の政治的で微妙な含意がすでに蔵している。こうした「米国フアクター」の、資料に裏付けられた考察も本書の中心的な論点をなしている。

日本が抱える領土問題は、「歴史問題」（とりわけ植民地問題）が絡んである。この点がドイ



ツの戦後史との比較において異なる様相をもたらしている。ドイツの場合は、第一次世界大戦の敗北によって、すべての植民地を没収されていたが故に、問われたのは「ナチス犯罪」が中心であった（ドイツの領土にかかわる戦後処理の受容のあり方は後述）。

それに対して、戦後における日本の国際社会への「復帰」は、米国の冷戦戦略の中で果たされたため、植民地問題などの過去を「素通り」してきた側面がある。「過去の克服」への主体的な立ち位置の不十分さのツケを、領土問題とのかかわりで払わされようとしている。そのことは、竹島問題における韓国、尖閣問題における台湾（台湾フアクター）に顕著である。

こうした「過去の克服」の不十分さは、安倍晋三首相の歴史認識に典型的に現れている。「歴史の評価は後世の歴史家に任せるべき」だと広言し、先の大戦を「侵略戦争」とは認識しない首相を日本は戴いている。第一次安倍内閣時（二

〇〇七年）に、自らの「慰安婦問題」発言が米国で批判された際、安倍首相は「韓国に対してではなく米国に謝罪し、米国の大統領がそれを受け入れるという異様な事態が生じた。」「米国の批判には直ちに屈従し、韓国の抗議には居直る」という「至なナシヨナリズム」が、はしなくも露呈したわけである（二四〇五頁）。歴史認識、植民地問題と並んで、こうした日米関係の硬直した「歪さ」の指摘も、本書で繰り返し扱われる論点の一つである。本年（二〇一三年）、維新の会・共同代表の橋下徹大阪市長が演じた「慰安婦発言」とその対応も、米国民には謝罪したが、慰安婦についての発言は撤回していない。まったく同じ構図である。

第一章 忘れられた島々

本章では、尖閣諸島をめぐる歴史的経緯が語られる。尖閣諸島とは、最大の魚釣島（中国名・釣魚台）をはじめ、久場島（同・黄尾嶼）、大正島（同・赤尾嶼）、北小島、南小島の五つの島と三つの岩礁からなる。年表的な経緯は詳述を避けるが、これらの諸島と日本のかかわりは、福岡県出身の民間人・古賀辰四郎によって、沖縄県に出された一八八五（明治一八）年の開拓許可申請にはじまる。明治政府は、外務卿井上馨の判断によって、清の動向を慎重に見極める時期が続いたが、日清戦争末期の一八九五年一月一四日に、国標建設と沖縄県に編入する閣議

決定をした（国標は一八九九年に設置）。なお、この閣議決定は周辺諸国には伝えられなかった。下関条約締結の三か月前のことである。

この決定を受けて、一八九六年に大正島を除く四島を、古賀辰四郎に三〇年期限で無償貸与した。島には「古賀村」も生まれ、最盛期には二五〇人が魚釣島や久場島に住んでいたという。アジア・太平洋戦争の始まる直前の一九四〇年頃、諸島は無人島になった。こうした島をめぐる経緯は、後述する「実効支配」の根拠になりうる事実といえよう。

敗戦後から一九七二年の沖縄復帰まで、尖閣諸島は「沖縄の一部」として、米軍の管理下に置かれる（後述、第三章）。

経緯から知られるように、このほとんど忘れられた島々が、領有権をめぐって脚光を浴びることになったのは、一九六八年に国連アジア極東経済委員会（ECAFE）が行った海底調査で、石油埋蔵の可能性が報告されたからである。領有に真つ先に対応したのは台湾であり、次いで一九七〇年には中国による初の領有権主張が行われた。同じ一九七〇年には、琉球政府による「領有宣言」が出されている。「忘れられた島」であったが故に、台湾、中国の主張によって、そこから日本の「固有の領土」が教育・宣伝されはじめたという。

尖閣諸島の領有権問題は、一九七二年の沖縄返還（協定）とも絡んで問題化した。返還協定

で尖閣諸島が「沖縄の一部」とされたことを受けて、中国は「尖閣諸島は沖縄に含まれていない」と主張し、返還協定を「不法」だと批判した。新しくは一九九二年の領海法でも、尖閣諸島の領有宣言がなされている。

著者はこうした中国の主張を、「後だし」の議論であるとし、クリティカル・デート（決定的期日）後の国家行為は国際法上の意味をもたない、とされる（四四〜五頁）。

本章の終わり近くで、中国が依拠する日本の歴史家・井上清説が、二〇一二年九月二五日公表の中国国務院の白書「釣魚島は中国固有の領土」と重ね合わせる形で言及されている。白書の論点は、次の三つの柱から成る。

(一) 中国の先人たちがそれが尖閣諸島を発見し命名し利用した。

(二) (日清戦争によって) 日本が釣魚島を窃取した。

(三) カイロ宣言とポツダム宣言（日本が清国人から盗取したすべての地域を中華民国に返還する）に依拠した主張。

こうした国務院の白書に対して、著者は「たしかに、無視すべきでない重要な視点であることは間違いない。しかし、その問題と領有権に関する国際法上の問題とは、自ずと区別されねばならない」（四二〜四頁）とし、そのような主張を「後だし」の議論と批判されるのである。

井上清説はごく簡略にしか言及されていない

ので、氏の一九七二年に刊行された『釣魚諸島の史的解明 尖閣列島』（現代評論社）の第一部「釣魚諸島の歴史と領有権」（第四部は「日本歴史のなかの沖縄」）の目次を以下に挙げておく。沖縄返還期であり、文化大革命が終息していない時期にあたる。当該主題に対する、氏のおよそのスタンス（親中国）が見て取れる。ただ、氏の政治的スタンスとその歴史学的学説は、相対的に区別して検証されなくてはならないであろう。

氏の論文「釣魚列島（尖閣列島等）の歴史と帰属問題」（『歴史学研究』三八一号、一九七二年二月）の末尾は「いわゆる尖閣列島も赤尾嶼もただちに無条件で中国領と認めるのが、唯一の歴史的結論といわざるをえない」（八頁）となっている。

一 なぜ釣魚諸島問題を再論するか

二 日本政府などは故意に歴史を無視している

三 釣魚諸島は明の時代から中国領として知られている

四 清代の記録も中国領と確認している

五 日本の先覚者も中国領と明記している

六 「無主地先占の法理」を反駁する

七 琉球人と釣魚諸島との関係は浅かった

八 いわゆる「尖閣列島」は島名も区域も一定していない

九 天皇制軍国主義の「琉球処分」と釣魚諸島

一〇 日清戦争で日本は琉球の独占を確定した

一 天皇政府は釣魚諸島略奪の好機を九年間うかがいつづけた

二 日清戦争で窃かに釣魚諸島を盗み公然と台湾を奪った

三 日本の「尖閣」列島領有は国際法的にも無効である

四 釣魚諸島略奪反対は反軍国主義闘争の当面の焦点である

一五 いくつかの補遺

第二章 米国の「あいまい」戦略

外務省は一九七二年三月八日に、台湾・中国の領有権の主張に促されるようにして、「尖閣諸島の領有権問題について」と題する基本見解を発表した。国際法上の「先占の法理」によって「理論武装」したと著者はいう。「先占の法理」が有効となるためには、「国家による領有意思の表示」と「無主地への実効的支配」が必要とされる（四八頁）。

基本見解発表の半年後、日中国交正常化の席上で、田中角栄首相が周恩来首相に対して「尖閣諸島についてどう思うか？」と発言し、周恩来が「尖閣諸島問題については、今回は話したくない。今、これを話すのはよくない。石油が出るから、これが問題になった」「この問題を議論しだしたら、何日かかるかわかりませんよ」と応じた。周知のこの周発言は尖閣問題に関する事実上の「棚上げ」の始まり、と捉えるべき

であろうと著者はいう(五〇頁)。同様の趣旨で、

一九七八年一〇月に日中平和友好条約の批准書交換のために来日した鄧小平副首相も、「こういう問題は一時棚上げにしてもよい。一〇年棚上げにしてもよい」と述べている(四九〇五〇頁)。

大きな文脈で捉えるなら、尖閣問題よりも日中平和友好条約の締結を優先させた、ということであろう。評者はこの「大局観」は間違っていたとは思わない。一部にこの「棚上げ論」を「だらしなしい」外交と評する意見もあるが、平和友好条約締結という当時の文脈からすれば、むしろ賢明な判断であったと思う。本年(二〇一三年)六月三日、訪中した野中広務・元官房長官は、田中周会談で話された内容は「双方が棚上げし、そのまま波静かにやっつけていこうという話だった」と、中国首脳に伝えた。これに対し、安倍政権は直ちに野中氏の「棚上げ」発言を否定した。「棚上げすべき領土問題は存在しない」というのが政府の立場だからである(朝日新聞「六月五日付」)。

だが、政府や外務省の基本見解とは異なり、「棚上げ」とは、「領土問題」が存在することを互いに事実上認め合ったことを意味する。著者は「田中発言は尖閣問題に関して、重要な分岐点を画した」という(五一頁)。

尖閣問題への米国の態度は、本章のタイトルが示すように、あえて「中立の立場」Ⅱ「あいまい」戦略であった。帰属問題についてどちら

にもコミットしない「第三者」としてふるまう、というものである。米ニクソン政権は、遅くとも一九七一年はじめまでには、あえて「中立の立場」を選択していた、という(五三頁)。こう

した米国の判断の歴史的背景を探れば、一九七二年のニクソン訪中(のち一九七九年のカーター政権で米中国交回復)による「米中和解」という動き(ニクソン・ショックといわれた)に行き着くのはむずかしいことではない。著者の指摘で興味深いのは、先に述べた田中角栄発言の背景に、「あいまい」戦略をあえてとる米国の基本政策の影響があった、と見ている点である(五六頁)。

「米国防アクター」に関連して、「オフショア・バランスング(offshore balancing)」戦略としての尖閣問題という押さえも重要である。

尖閣諸島の領有権問題で「あいまい」戦略Ⅱ「中立の立場」を採る米国の戦略は、「日中間に領土問題という絶えざる紛争の火種を残し、米軍のプレゼンスを正当化する」(六四頁)狙いをもつ。

米軍が沖縄と日本本土に駐留することは、日本向けには「中国の脅威」から、中国向けには「日本の脅威」からそれぞれの国を守るという意味で、日中の相互に「承認」される構図を米軍は巧みに操っているという。この「オフショア・バランスング」戦略は、外交・軍事の常套戦略だが、「北方領土」問題でも用いられた(後述)。

「台湾ファクター」にも目配りが行き届いて

いることが、本書の価値を高めている。日本敗戦直後の一九四六〇七年にかけて、蒋介石の中華民国では「琉球の領土主権の中国への返還」が強く主張された(五七頁)という。問題は単に尖閣諸島にとどまらない広がりを持った時期があったのである。先述したように、尖閣諸島を沖縄県に編入する閣議決定は一九九五年一月であり、下関条約で台湾を植民地にしたのは、それから三か月後の四月である。それゆえ、「手続的には両者は別問題であり」、「国際法上は議論の余地はないであろう」(五八頁)といわれるものの、「台湾の国民からすると、尖閣編入と台湾の植民地化とは同じプロセスの問題と認識されることは止むを得ないことであった」(五八〇九頁)との認識が示される。こうした経緯から、「尖閣諸島の領有権問題は、領土問題であるとともに、すぐれて植民地問題であり歴史問題としての性格を帯びていくことになった」(五九頁)。

第三章 「尖閣購入」問題の陥穽

二〇一二年四月一六日、ワシントンのヘリテージ財団の講演で、石原慎太郎東京都知事が、都として魚釣島、北と南小島の三島購入の方針をぶち上げた。それを受けて同年七月七日に野田首相は国有化の方針を表明したが、盧溝橋事件七五周年当日という「最悪のタイミング」(七一頁)での表明であった。さらに、ウラジオストックでのアジア太平洋経済協力会議で、胡錦

濤主席から「国有化反対」を強く主張されたわ
ずか二日後の九月一日に、国有化の閣議決定
に踏み切ったのである。

本章の中心的な論点は、石原発言の真意・狙
いは何かにあるが、「なぜ三島の購入なのか」い
いかえれば久場島を除外したのはなぜかが、「米
国ファクター」とのかかわりで考察される。石
原氏の狙いは、尖閣諸島の「国有化」に踏み切
らせ、「支那を怒らせる」こと（七〇頁）が目
で、日中関係の緊張を激化させたいのである。
「海上保安庁が対応しているだけでは軍事的緊
張状態が生まれにくいから、自衛隊を前面に出
すことによって軍事紛争を引き起こし、米軍が
軍事的に介入せざるを得ない状況をつくり出そ
う」（九五頁）というシナリオである。尖閣問題
は、氏にあつてはその防衛というよりは、中国
との関係をひたすら悪化させて軍事紛争の勃発
を導く「引き金」として位置づけられている。
恐るべきシナリオである。

もう一つの論点は、久場島を外して「なぜ三
島のみを購入なのか」である。尖閣諸島の五島
のうち、大正島はすでに国有地なので外された
のは分かるが、久場島は他の三島と同様に民有
地（個人所有）であつたにもかかわらず除外さ
れたのである。その理由は久場島と大正島が、
「射爆撃場」のターゲットとして、米軍の排他
的管理区域とされており、日本人は許可なしに
は立ち入れないからである。「米国ファクター」

である。著者は米軍の二島の「射爆撃場」使用
から、さらに次の重要な問題を導き出す。

(一)「沖縄の一部」として米軍の排他的管理
区域として六〇年近くも利用しながら、領土権
について「中立の立場」をとることの米軍（米
軍）の「無責任さ」。これは「文字通り日本を侮
辱するものに他ならない」（八四頁）。その「無
責任さ」を、日本は真つ向から問うこと（抗議
すること）さえネグレクトし続けていること。

(二) 上記の二島は「射爆撃場」として一九
七九年以降使われていない。もともと日米地位
協定では、使用されていない施設や区域は返還
されることになっている。だとすれば、日本政
府はなぜ返還を求めないのか、という問題。著
者はこうした日米関係のあり方を、石原氏が首
都圏にある米軍横田基地の返還を放置したこと
に重ねて、「植民地状態」と規定している。「石
原氏は一層のこと、久場島と横田基地の即時返
還を米軍に正面から突きつければ良かったので
はなかるるか」（九一頁）、と著者はいう。

著者はこのほかに、海上保安庁や政府自体が
「黄尾嶼」、「赤尾嶼」という島の呼称を公的に
用いていること、日米地位協定に基づくこうし
た呼称の修正さえ求めてこなかった事実を明ら
かにしている（八五〜八八頁）。

第四章 領土問題の

「戦略的解決」を

本章では、尖閣問題の理解を深め、領土問題
を戦略的に解決するために、(一)「北方領土」
問題、(二)「竹島」問題、(三)「固有の領土」
概念の三つの主題が考察される。

(一)「北方領土」問題

今では広く普及している「北方領土」という
呼称は、古くから使われたものではなく、一九
六四年六月の外務次官通達にはじまる、「四島一
括返還」のために造られた「造語」である。そ
れ以前の一般的な呼称は「南千島」だった。新
しい造語であることから、「キタカタ領土」とはど
このことか? という笑い話のようなエピソード
もある（九八頁）。

この問題の本質は、サンフランシスコ講和条
約で日本が放棄した「千島列島の範囲」はどこ
なのかをめぐる日ロの対立にある。焦点は国後
島・択捉島にある。「北方領土」という呼称は、
上記二島は千島列島（南千島）に「属さない」
という見解の転回によって、政治的に造られた
のである。言いかえれば、「齒舞・色丹」の二島
返還ではなく、国後・択捉を含む「四島一括返
還」用語なのである。もう一度言いかえれば、
一九五六年の鳩山一郎首相による日ソ共同宣言
の領土主権部分（二島返還の筋道）を否定する
用語といつてもよい。「北方領土」問題の出現で
ある。

二島返還でまとまりかけた日ソ交渉に介入し

たのは、米国務長官ダレスである。ダレスは「二島返還」でソ連と合意し、国後・択捉をソ連が獲得すれば、米国は「沖繩に永遠に留まり、琉球政府の存続も認めない」と、重光葵外相に迫った。いわゆる「ダレスの恫喝」である（一〇五頁）。これは日本とソ連の間に打ち込まれた「楔」に他ならず、前述した「オフショア・バランスング」戦略の典型例である。ダレスは、日本が放棄した国後・択捉両島が千島列島に「属している」という認識をもちながら、敢えてきわめて政治的に「恫喝」したわけである。もちろん背景にあるのは冷戦状況である。

著者の「北方領土」問題への「戦略的解決」の展望は、以下のように明快である。日本と同様、ロシアにとっても「中国の脅威」があり、そうであるなら「南千島と齒舞・色丹という戦後の政府・外務省が立脚していた認識の原点に立ち返り、一九五六年の日ソ共同宣言に基づいた領土問題の戦略的解決にふみだすべきである」（一一三頁）。つまり、「二島返還」である。こうした「戦略的解決」に関して、大戦末期の「ヤルタ密約」に著者は留意している。連合国の「領土不拡大原則」に反する不当きわまりないものとしつつも、スターリンの要請によって「ヤルタ密約」がなされ、①ソ連に千島列島を「引き渡す」、②ドイツの国境線を二五〇キロ西に移動させ、オーデル・ナイセ線をドイツ・ポーランドの国境線とすること、が決定された。プロイセ

ンの本拠地ともいふべき東プロイセンを失い、一、二〇〇万人近い難民を出しながら、それでもドイツはこの条件を呑んで戦後を歩み始めたのである。EUの中心的地位を占めるドイツの現在は、こうした戦後処理の受容を抜きにしては語れない。このようなドイツの「現実的対応」を、日ソ関係にも適用すべきだと著者はいう（一六頁）。

なお、「北方領土」の用語とともに、「（日本）固有の領土」という概念も生まれたが、これについては（三）で触れる。

（二）「竹島」問題

この問題についての、必要最小限の年表的事実を挙げれば、以下の通りである。

一九〇四年八月二日 第一次日韓協約

一九〇五年一月二八日 「竹島」領有の閣議決定

一九〇五年一月一七日 第二次日韓協約

竹島領有は日露戦争のさなかであり、韓国は事実上日本の占領下にあった。一九一〇年の「韓国併合」という歴史的文脈を無視することはできないであろう。「竹島の日本への編入は、実は韓国の日本への植民地化の過程において行われたもの」であり、韓国人からすれば「問題は領土問題ではなく、まさに植民地問題であり、歴史問題に他ならない」（一一五頁）。

著者は竹島問題について詳しい芹田健太郎教

授の、次の提言を肯定的・積極的に受け止めながら紹介している。すなわち、「将来の世代のために、日本は竹島を韓国に譲渡または放棄し竹島に対する韓国の主権を認めよう」というものである。しかるのち、韓国は竹島を「東アジアの環境協力のシンボル」として「自然保護区」とするなどの提言も含まれるが、ここでのキーワードは主権の「譲渡または放棄」にある。著者はこの大胆な提言を「卓見」と評価する（一三〇～一頁）。芹田教授が竹島問題について、日本人が「自ら突き詰める以外にない」という言葉を引き取って、著者は「法的な問題は別として、領土問題が植民地問題となっている以上、まず日本がイニシアティブをとらねばならない」（一三三頁）と述べ、「本来なら人も住めないような岩礁の領有権をめぐって半永久的に韓国と争い続けるのか、あるいは『中国の脅威』を前に、日本の側から竹島の『譲渡または放棄』を行ない日韓関係の緊密化をはかる道を探るか」という「戦略的解決」の方向性を大胆かつ明快に主張している（一三九～一四〇頁）。なお、竹島問題にかかわっても、「米国防務省」があつたことも紹介されているが、ここでは省略する。

（三）「固有の領土」という概念

「固有の領土」という概念は、国際法上の概念ではなく、したがって国際社会では通用しない、あるいは存在しない概念だという。「尖閣諸

島、竹島、「北方領土」といった領土紛争を三つも抱え込んだ日本政府と外務省が考えだした、きわめて政治的な概念に他ならない」（一四二頁）。「固有の領土」は、他の国と紛争・係争状態にある島々を指す用語で、前述した「北方領土」用語を根拠づけるために持ち出されたものだといわれる（一五〇頁）。そうだとすれば、この概念はまさしく日本に「固有」の概念だということになる（中国や韓国も、日本発のこの概念を逆輸入して使用するようになったのは、方向が逆だけに皮肉な用法といえる）。

この概念の含意を明らかにするため、著者は「固有の領土」概念に加えて、「固有本土」概念という補助線を引く。敗戦必至の大戦末期、調停を期待したソ連に示す和平の条件として、「固有本土の解釈については、最下限沖繩、小笠原、樺太を捨て、千島は南半分を保有する程度とすること」と説明されていた。「つまり、沖繩は日本の『固有本土』ではなく、和平条件として連合国側に『捨て』られるものと位置づけられていた。」これは「陛下の御内意」でもあったという（一四六〜七頁）。繰り返せば、「固有の領土」とは、「固有本土」の安全を確保するための犠牲になったり、場合によっては「捨て」られる対象とみなされてきた。まさに「固有本土」は、大戦末期から戦後にかけて（そして今も！）の沖繩の現実をみれば、支配層が沖繩を如何に位置づけていたかを象徴する概念である。

なお、日本が国連に加盟した一九五六年末以降の米国による沖繩支配は、独立国家を信託統治下に置いてはならないとする、国連憲章第七条に背反する「不法占拠」だったことを鋭く指摘している（一四九頁）。これも「米国フアクター」の実例である。

日本自らが考案した「固有の領土」概念は、容易に「領土問題は存在せず」に短絡的に直結することになる。この概念によって、日本外交が硬直化し、呪縛される。そこを脱出するのが、著者のいう「戦略的解決」、「戦略的決断」なのである。

第五章 「無益な試み」を越えて

本章での著者の結論的な主張は、「領土問題の存在」を認め、直ちに関係諸国と具体的な協議に入るべきである（一八二頁）、というにある。「領土問題は存在しない」論批判である。その公式的なスタンスに執着することは、日本外交を硬直させ、自らを呪縛する「無益な試み」に過ぎない。また、もう一つの主張の力点は、石油資源の問題や漁業問題などの「具体的な協議」に入ることに置かれている。

本書では随所に「中国の脅威」という言葉が使われ、それにどう対処するのが全体の主旋律になっている。釣魚島周辺を含む一九九二年二月の領海法が、東シナ海および南シナ海における中国の「拡張主義」の意図を表し、「海洋国土」という概念が存在するともいわれる（一五

七頁）。しかし冒頭でも触れたように、「中国の脅威」といっても、日中、米中関係は深く相互依存、相互浸透の関係局面に入っており、単純に中国は「日米共通の敵」ともいえない。米国のクリントン元國務長官が、米中関係を「これは脅威ではなく機会である」（二六一頁）と述べているのは、その一例証であろう。

二〇一二年八月にアーミテージ（元國務副長官）とジョゼフ・ナイ（元国防次官補）が「第三次アーミテージ報告」を出した。「中国の脅威」に対する日米の共同対処のあり方を、日米同盟を基軸に据えて論ずるという性格の報告である。彼らはいわゆる「ジャパン・ハンドラー」を代表する論者である。「ジャパン・ハンドラー」とは、「中国との緊張関係をつくりだし、絶えず『中国の脅威』を煽ることによって、日本を米国の指揮下に『ハンドル』（掌握）することをめざしている存在」（二六四頁）だという。そうした意味での「知日派」だが、米国外交を代表した存在とはいえない。日米中の三國関係が構造的変化を遂げつつある現在、「ジャパン・ハンドラー」の硬直した「日米基軸論」は、日本での受け止めのように米国外交の主軸ともいえない。

尖閣問題が米国になげかけている問題の本質は、日中関係に紛争の火種を残しておくといった、従来の「オフショア・バランスング」戦略のツケが回ってきたということである。米国がいかに「中立の立場」を標榜しようとも、「仮

に中国軍が尖閣諸島に侵攻してきた場合に、米
国がいかに『巻き込まれるか』ということが焦
点となってくる」（一六七頁）。

前述したように、中国が領海に侵入を繰り返
す久場島や大正島は現在も米国の管理下にある。
上陸が敢行されれば、これらの島嶼自体の防衛
は米国の責任である。だとすれば、「安保条約の
規定とは関係なく、尖閣諸島をめぐる衝突は、
否応なしに米国を巻き込む性格を有している」
（二六八頁）のである。こうした意味で、米
国の「中立の立場」は無責任であり、かつ久場島
と大正島を含む尖閣諸島を「日本の領土」と米
国に認めさせることをネグレクトする石原氏や
日本政府も、責任を放棄しているということに
なる。

本章冒頭で、「領土問題が存在する」という認
識に立ち、関係諸国で「具体的な協議」に入る
べきだという論点を示しておいた。一つは石油
資源問題である。海底油田の探索は単独ではき
わめて困難であり、関係諸国（日中台）共同の
資源調査などが挙げられている。もう一つは「漁
業問題」である。日台間にはいかなる条約も協
定もないし、一九九七年の日中漁業協定は北緯
二七度線以北を適用範囲としており、それ以南
の尖閣諸島は対象外である（一七八頁）。こうし
た具体的な課題を協議することが、回り道なよ
うでも尖閣問題を平和的に解決し、軟着陸させ
る方法であろう。二〇一二年八月に、台湾の馬

英九総統が提案した「東シナ海平和イニシアテ
ィブ」が、「台湾イニシアティブ」として高く評
価されるのも、この意味においてである（一八
〇頁）。著者がいうように、尖閣問題では台湾が
キヤステイニング・ボードを握っているといえる
かもしれない。

「歴史（認識）問題」が日本の領土問題に影
を落としているわけだが、本章で「靖国神社参
拝」の本質についての短い言及がある。著者に
よれば、その本質は「一九七五年いらい三〇年
以上にわたって昭和天皇も今上天皇も靖国参拝
を一度たりとも行っていない、という事実」（一
五五頁）にある、という。靖国神社の本質は天
皇家の対応に存するがゆえに、この「事実」は
重いと見なければならぬであろう。

第六章 日本外交の「第三の道」 を求めて

一〇〇頁近くを占める本章では、国際政治学
者の高坂正堯の一九六四年の論文「海洋国家日
本の構想」を導きの糸にして、日本外交の今後
のあるべき方向性が、「第三の道」として提起さ
れる。ただし、本稿ではかなりのページを割い
て紹介される高坂論文の内容には、深くは立ち
入らない。本章の標題にいう「第三の道」とは、
①「米国への服属」の強化（ジャパン・ハンド
ラー）に寄り添う立場、②核武装（石原氏のバ

フォーマンスはその一例）のいずれにもよらな
い、「軽武装による自主防衛」に基づいた外交能
力を持つことであり、それが高坂の「海洋国家
日本の構想」の中心的な主張である。著者はその
「第三の道」の内容を、三つ巴の領土問題に直面
する現代日本外交の教訓に活かそうとしている。

まず、本章冒頭では、日本が三方面から挑戦
を受けている「北方領土」、竹島、尖閣諸島に対
して、つまり日本の主権の根幹である領土問題
に関して、「在日米軍のプレゼンスはなきに等し
い」（二八六頁）という押さえがなされる。前二
者はそもそも安保の対象外だし、尖閣諸島も繰
り返し述べたように米は「中立の立場」だから
である。在日米軍のプレゼンスのなさというの
は、日米同盟一辺倒ないし日米基軸論的日本外
交のあり方を批判する伏線としてである。

ところで、「日米同盟の最大の障害」として浮
上ってきているのが、集団的自衛権の問題であ
る。安倍政権の再登場とともに現実味を帯びた
憲法「改正」の、当面する具体的な到達目標こ
そ、「解釈変更」を踏み越える明文化によるこの
集団的自衛権だといってもよい。

集団的自衛権とは、「自国と密接な関係にある
外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃をさ
れていないにもかかわらず、実力をもって阻止
すること」と定義づけられている。そして、憲
法第九条のもとでは、個別的自衛権の発動であ
っても「必要最小限度にとどまるべきもの」と

いう制約が課せられている以上、「集团的自衛権の行使は憲法違反であるというのが、今日までの歴代政権の基本的な解釈である」(二〇三頁)。

日本が集团的自衛権を行使する対象国は、同盟国たる米国になることは自明の理である。「米国の戦争」に同盟国の日本が参戦するということである。「戦争する国」というのは、現代日本では「米国とともに戦争できる国」になるということである。近い例では、ブッシュ大統領が始めた、文字通りの「予防戦争」(ブッシュ・ドクトリン)としてのイラク戦争をみてもそうである。著者は、「集团的自衛権の問題は、「イラク戦争と日本のかかわりについての徹底した検証なしには議論できないはず」(二〇六〜七頁)だと述べている。

二〇一〇年一二月の「新防衛大綱」では、従来の「専守防衛」を越えて、事実上の「敵地攻撃」を可能とする「動的防衛力」概念が導入されたのも、以上の集团的自衛権にかかわる新たな動向である(二五八頁)。

第一次安倍政権以来、「戦後レジームからの脱却」が喧伝されているが、その意味するところは、「軽武装による対米従属」の「吉田茂路線」からの脱却である。そうだとすれば、「戦後レジームからの脱却」は、日本の自立を核武装を含む「重武装」の方向性をもって果たされることになる。ところが、一九九六年の第三次安保ともいえる「安保再定義」以降の日本外交は、「ジ

ヤパン・ハンドラー」に操られて、自立どころかますます「前よりももっと深いところでアメリカのふところにだきとられている」事態に陥っている。こうした歪な日米関係を、元外務事務次官の谷内正太郎氏は「日米関係とは『騎士と馬』の関係である」と述べたという。騎士たる米国の手綱に操られて、懸命に走るのが日本という馬になぞらえられている。馬が目指すゴールは集团的自衛権の行使である(二一〇頁)。石原氏もそうであったが、現状では「核武装(重武装)」による「自立」の志向性は、米国により深くだきとられるしかないという意味で、「自立幻想」に過ぎないと著者は述べる。

石原氏のような日本の核武装の道に関連して、イランの核開発とイスラエルの中東地域での「核独占」問題にもやや詳細な言及がある。NPT(核拡散防止条約)に加盟していない「イスラエル問題」こそ、イランの核開発問題の核心に位置している、との言及もある。ただ、ここでは日本の「核武装」論者を名指した著者の批判を手短に紹介しておきたい。もし日本が核武装するならば、当然ながらNPTから脱退しなくてはならない。被爆国であり、憲法第九条をもつ日本が脱退するということは、NPT体制に重大な影響を及ぼし、NPT体制の崩壊を意味するという。世界は「核無秩序」の状態になるということである(二三三頁)。

「核武装」を勇ましく鼓吹する石原氏の議論

は支離滅裂で、「彼が日本国内にある『反米』潮流に寄り添っていることを示そうとする、一つの『ガス抜き』に他ならない」(二一九頁)と手厳しく批判している。

尖閣問題が私たちに突きつけた問題は、改めての「沖縄問題」でもあった。米軍基地の移転問題のこじれから、「日米関係の劣化」が取りざたされ、その「犯人捜し」まで行われたことは記憶に新しい。だが、「日米関係を劣化させている根源は、長期にわたる日米両政府による『沖縄タダ乗り』という安保体制の構造そのものにある」(二三三頁)。著者は、普天間基地の辺野古移転と、海兵隊の一部のグアム移転問題から、沖縄にかかわる重要な問題点を剔抉している。

本来、基地移転と海兵隊のグアム分散は、不可分のパッケージとして立案されたものであった。ところが、基地移転が難航するなかで、海兵隊の「先行移転」が日米間で正式合意されたのである。パッケージが破綻したということである。その理由は、「中国の脅威」というリスクを避けるための分散、機動的な配置、ということであった。ミサイル命中精度や海軍力が向上した中国から攻撃された場合、沖縄は中国に近く、米軍が被るダメージが大きい、というわけである。この海兵隊の「先行移転」は、単なるスケジュール変更などに留まるものではない。著者はこれをもって、「戦後の歴史において初めて、沖縄が外国からの攻撃目標として具体的に位置づ

けられ、しかもそれが『可能性』をもち『現実性』を帯びてきた」(二三八頁)と捉えるのである。言いかえれば、「沖繩の海兵隊が抑止力となっている」という『神話』は、その『先行移転』計画によって論理的に破綻したのである」(二三九頁)。

東アジアの軍事的緊張が高まれば、真つ先に攻撃されるのは沖繩である。沖繩は再び「捨て石」にされかねない。沖繩は日本の侵略戦争の拠点にもなったが、同時に過酷な地上戦・沖繩戦を経験した「犠牲者」でもあった。そのような特異なポジションをもつがゆえに、「歴史認識問題において、日本と、中国や韓国など東アジア諸国とを『架橋』できる位置に立っている」(二四二頁)。その意味で、沖繩は「信頼醸成の拠点」となり得る、と著者はいう。日米同盟が沖繩を「犠牲」にし、沖繩に「タダ乗り」してきたのだが、「他ならぬ沖繩が、今や『アメとムチ』の施策も効かない、日米安保体制にとって『最大の不安定要因』である」(二四七頁)ことが、沖繩の人びとの闘いを通して明らかになりつつある。

本章の標題にある「第三の道」の可能性について、述べるところまで来た。三方面で同時に領土紛争を抱え込んでいるという「呪縛状態」から脱し、「ロシアと韓国との間で領土問題の『戦略的解決』をはかり、両国との提携関係を深めること」によって『中国の攻撃』に対応する(二四八頁)という方向性の提示が、本書の結

論になるだろう。

日本外交の最大の失敗は、「アメリカとの同盟という手段の自己目的化」(二五二頁)にあるという。日米基軸論が手段ではなく、金科玉条の自己目的化されている。同じことは、福島原発事故(原子力村)をもじって、日本の焦眉の課題は『安保村』からの離脱(二七七頁)にある、ともいわれる。「改憲」が急ピッチで進められようとしている現在、領土問題を扱った本書で、武器輸出三原則、宇宙の平和利用、非核三原則、集団的自衛権の行使は違憲であるという原則など、総じて戦後「日本が維持してきた重要な平和諸原則こそが、今後の『国際公共財』としての位置を占めなければならない」(二六三頁)と述べられているのは、領土問題がそこまでの広くて深い射程をもつ問題だということであろう。

おわりに代えて

いつものことながら、書評としては冗長に堕したかも知れない。以下に、若干の評者のコメントを試みて本稿を締めくくりたい。

(一)「はじめに」で、同様の主題を論じた孫崎亨と東郷和彦の著作に言及した。それとは別に、和田春樹の『領土問題をどう解決するか―対立から対話へ―』(平凡社新書、二〇一二年)がある。その最後の頁で和田氏は、「戦後六五年つづく米軍基地からの沖繩の解放が今日の問題

の核心なのです。ということとは、東北アジア最大の領土問題はなお沖繩問題なのです」(二三八頁)と述べている。竹島と尖閣諸島は、事実上「無人島」である。だから重要ではない、と言いたいのではない。領土問題を論ずるにあたって、沖繩が置かれた今日に継続する「植民地状態」との関連を見失ってはならない、と言いたいだけである。豊下氏の本書が優れているのは、その論点をしっかりと押さえていることである。

(二)日中米関係の相互依存、相互浸透の深まりについての分析はなされているが、本書の随所に「中国の脅威」(ないし「中国の攻撃」という言葉がカッコ付きで使われている。かつての「ソ連脅威論」、今日の「北朝鮮脅威論」などと同じ次元でこの用語を使用する妥当性は、どの程度の深さであるのだろうか。また、竹島問題が絡む「韓国脅威論」は同レベルで言うのだろうか。著者の言う「戦略的解決」の方向性が、韓国・ロシアとの提携によって「中国の脅威」に「対抗する」ことにあるわけだが、韓国に竹島を「譲渡」ないし「放棄」するという「戦略的解決」は、尖閣諸島にはなぜ適用されないのか。「台湾ファクター」の歴史的経緯などを考えれば、竹島と尖閣諸島の間には決定的な「差異」があるととは思えない、という感想をもつ。中国、台湾ともに「後だし」の議論に過ぎない、という論点は理解しつつも、すべてが氷解したという読後感が持てなかつた。このよ

うに言ったからといって、評者が著者の竹島の「譲渡・放棄」なる「戦略的解決」に反対しているわけではない。「北方領土」二島返還も同じである。

(三) 著者・豊下権彦氏には、『安保条約の成立—吉田外交と天皇外交—』(岩波新書、一九九六年)や『集団的自衛権とは何か』(同、二〇〇七年)などのすぐれた別著がある。本書は領土問題を主題としたものだが、「憲法改正」の動向そのものでは、最新の成果が盛り込まれていない、と感じた。本書で憲法論議にもっと深くかかわる主題は「集団的自衛権」であったが、「解釈変更」で説明されている。自民党の改憲案では、もつと踏み込んで「明文改憲」をめざしているのではないか。本書の刊行は、二〇一二年一月である。自民党の最新の改憲案を盛り込むことは、可能なタイミングではなかったであろうか。ただし、このコメントは「ないものねだり」かもしれない。

(四) 領土問題について、外国の事例として第二次大戦後のドイツが紹介されている。オードル・ナイセ線を受け入れざるを得なかったドイツの経験など、外国の事例を知ることが私たちにとても大切な学習課題となる。陸続きの領土と島(島嶼)との違いはあっても、アルザス・ロレーヌの頻繁な帰属変更など、日本の問題を考える上で参考になる。「固有の領土」概念の奇妙さは、自国を相対化する視点をもたなければ

理解しにくいであろう。

(五) 「はじめに」で言及した、朴裕河「和解のために—教科書・慰安婦・靖国・独島—」(平凡社、二〇〇六年)は、二〇〇七年度大佛次郎論壇賞を受賞した話題作であった。しかし、刊行されるやいなや、日韓で激しい反発を受けた。論じられた主題が多岐にわたっていたので、「独島」問題だけがバッシングされたのではない。「独島」について韓国人の朴氏が述べたのは、日韓和解のために「むしろ独島を、両国の共同領域としたらどうか」(二二〇頁)という提言であった。むろん、この主張はとりわけ韓国で激しくバッシングされたのである。豊下氏が芹田提言に賛成して「譲渡」ないし「放棄」という方向性を打ち出したのは、韓国との関係においては日本こそがイニシアティブをとって、「自ら突き詰める以外にない」と判断したからである。「共同領域とする」という先の朴氏の提言を、さらに大きく踏み込んで、日本の側から「自ら突き詰め」た提案である。

直ちに思い起こすのは、「韓国併合」一〇〇年の二〇一〇年に、日本人のイニシアティブによって「韓国併合にいたる過程が不義不当であると同様に、韓国併合条約も不義不当である」という「日韓知識人共同声明」が発されたことである(本誌、第二二号、二〇一〇年所収の拙稿「韓国併合一〇〇年をめぐって」参照)。残念なことは、こうした朴氏や知識人の共同声明など

の地道な和解のための営為が、領土ナシヨナリズムの熱狂のために目立たないことである。民主化が進化した市民社会では、領土問題といえども冷静な対話を求める一定の市民の層があることに望みをかけた。

(六) 本文では触れなかったが、本書の最終章の末尾に「日米関係とは中国問題に他ならない」(二七八頁)という言葉が引かれている。この言葉(ないし歴史認識)は、ジャーナリストの松本重治が日本に紹介したものである。大正末期のアメリカ留学時に、松本氏が恩師のアメリカ史家チャールズ・ビーアドに学んで感銘を受けた言葉である。「日米関係の核心は中国問題である」ともいわれる。評者はこの言葉を、松本氏の代表作といわれる『上海時代—ジャーナリストの回想—(上・中・下)』(中公新書、一九七四〜五年)で知り、新鮮な感銘を覚えたことを記憶している。言葉というより、それが含意する深い歴史認識に印象づけられた。以来、評者の世界史の授業で、アジア・太平洋戦争を扱う現代史部分では、必ずこの言葉とその含意について触れてきた。一九三〇年代〜一九四〇年代前半の歴史の理解には欠かせない言葉・認識である。日中米の三者(トライアングル)関係が、戦前とは意味内容を更新しながらも、ビーアド・松本氏概念においてなお有効であることを確認できたのは、読書の学びから得られる喜びの一つであった。(なんば たつおき)